若松税理士事務所通信

平成２９年６月号　No.５６

＜ごあいさつ＞

今年も梅雨の時期がやってきました。梅雨明けまでは、ぐずついた天気が続くようになります。交通事故も増加する季節なので、お車の運転の際には、いつも以上にご注意下さい。

＜配偶者・配偶者特別控除の見直しについて＞

納税者本人が受ける配偶者控除額 38 万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が、150 万円（現行：103 万円）に引上げられます。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の給与収入金額は 150 万円超 201 万円以下（現行：103 万円超 141 万円未満）とされます。

ただし、配偶者控除等の適用される納税者本人に収入制限が設けれ、給与収入（合計所得金額）が 1,120 万円（900 万円）を超える場合には、控除額が逓減・消失する仕組みとなります。

なお、納税者に適用する配偶者控除の額は、下記のとおりとなります。

納税者の合計所得金額	控除額
1，120万円（～900万円）	38万円
～1，170万円（～950万円）	26万円
～1，220万円（～1，000万円）	13万円
1，220万円超（1，000万円超）	―

配偶者控除の見直し

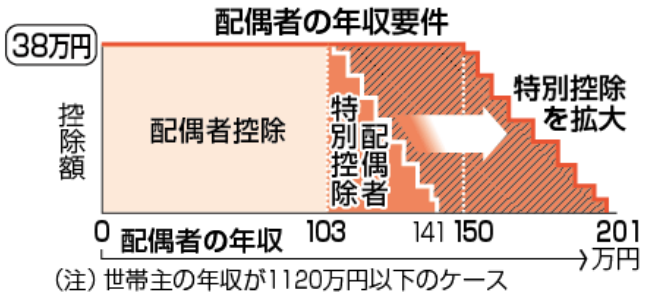

（注）世帯主の年収が1120万円以下のケース

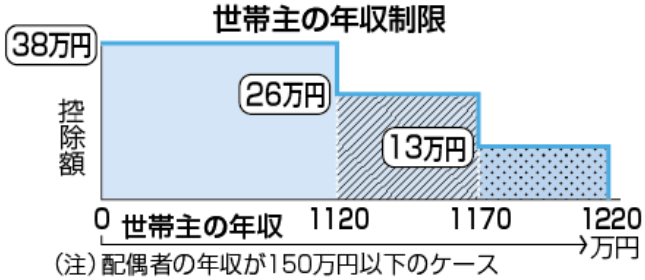

（注）配偶者の年収が150万円以下のケース

＜６月・７月の税金関係＞

① ４月決算の確定申告・１０月決算の中間申告
② 個人住民税の納期限…6・8・10・1 月の末日
③ 源泉所得税（納特）の納付・・・７月１０日（月）
④ 所得税の予定納税の通知…納期限は 7・11 月末日
⑤ 固定資産税の納付（第２期分）…7 月末日

＜若松家の出来事＞

現在、長男（年中）、次男（年少）、長女（８ヶ月）の３児の父親として育児に奮闘しております。

先月は、初めて自宅でバーベキューをしました。普段はお互いの実家でするため、火起こしから片づけまでするのは、慣れていないこともありなかなか大変でした。また、子供らも手伝ってくれるのですが、次男がコンロに当たりそうで、目が離せませんでした…。

それでも、子供らが楽しかったと、美味しかったと言ってくれたので、今後も継続していきたいと思います。ちなみに、翌週に二回目をしましたが、火起こしも焼き方も失敗してしまい、まだまだ鍛錬が必要です。

今後も、諸先輩方には、子育て等色々とご指導頂ければ幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、
電話・メール・ＦＡＸにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市南部町２－７－２Ｆ
（弁護士法人ラグーン本店２階）
電　話：083-234-1448
ＦＡＸ：083-234-1449
E-mail： info@wakamatsu-office.com
ＨＰ：www.wakamatsu-office.com